

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2・3 略

(構造改革特別区域法の一部改正)

4 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第十一項の表高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）

の項を削る。

第十三条第四項の表高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の項を削る。